

令和2年度

交通事業者による誘客・周遊促進事業費補助金

公募要領
(第4次募集)

令和2年10月

静岡県
スポーツ・文化観光部 観光振興課

1 事業目的

静岡県内において、交通事業者が市町や地域観光関係団体等と連携する取組を支援することで、観光客の県内周遊の促進し、観光産業の早期回復を図る。

2 補助対象者

県内に主たる事務所又は事業所を有する交通事業者のうち、次に掲げる者をいう。

また、2つ以上の交通事業者が連携する場合には、協議会やコンソーシアム等を組織した上でこれを申請者とする。なお、そのような組織の設立前であっても、申請時点で構成員の同意を得ており、各募集期間の締切日までに設立予定の場合、申請を行うことができる。

(1) 鉄道事業法による鉄道事業者

(2) 道路運送法による運送事業者

・一般乗合旅客自動車運送事業者：乗合バス

ただし、コミュニティバス(市町自主運行事業)を除く

・一般乗用旅客自動車運送事業者：タクシー・ハイヤー

ただし、個人タクシーの場合は協同組合での申請に限る。

・道路運送法第21条第2項の規定により、国土交通大臣から許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者

(3) 海上運送法による一般旅客定期航路事業者

ただし、個人事業主の場合は、組合等での申請に限る。

(4) 航空法による国内定期航空運送事業者のうち、富士山静岡空港の就航事業者

3 補助対象事業

県内交通事業者が市町や地域観光関係団体等と連携して実施する、県内の周遊を目的とする事業のうち、下記要件を全て満たすもの。

ここでの地域観光関係団体等とは、市町観光協会、市町温泉・ホテル旅館組合、地域連携DMO、地域DMO等をいう。

<要件>

・旅行者の安全・安心に配慮した企画であること

・観光客の誘致及び周遊の対象となる事業の範囲は、2以上の市町をまたぐものであること。

・2以上の市町や地域観光関係団体等と事業の企画、広報等において連携すること。

・県実施事業(バイ・シズオカ～今こそ!しずおか!!元気旅!!!)との連携、調整を図ること。

(1) 国、県、市町等により、別途同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている場合は補助対象外とする。

(2) 申請日時時点で既に着手している事業は対象外とする。ただし、事業の構想、計画づくり等の準備行為は行っても良いものとする。

(3) 採択された補助事業については、取組内容をホームページや事例集等により公表することがある旨留意すること。

(参考) 想定する事業イメージ

・県内外からの誘客のための取組の企画・実施

・フリー切符+街歩きマップ(記念品つき)企画・実施

・沿線ウォーキング企画・実施 等

4 補助事業期間

交付決定通知日から令和3年1月31日まで

5 補助対象経費

上記第3の事業に要する経費で、次に掲げるものとする。
運賃割引に係る経費、報償費、買上金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃貸料、印刷費、広告宣伝費、企画に係る運営費・人件費等、その他事業の実施に必要と知事が認める経費。

6 補助率及び補助限度額

- ・運賃割引に係る経費は補助率10分の10以内とし、3,000千円を上限とする。なお、運賃の割引率は2分の1以内とする。
- ・運賃割引に係る経費以外の補助率は2分の1以内とする。
- ・補助額の合計は、1,000千円を下限、5,000千円を上限とする。

経費区分	補助率	割引率	(経費別) 補助額上限	(合計) 補助額
運賃割引に係る経費	10分の10 以内	2分の1 以内	3,000千円を上限	下限：1,000千円 上限：5,000千円
運賃割引に係る経費以外	2分の1 以内	—	5,000千円から 運賃割引に係る補助 経費を差し引いた額	

7 経費全般に係る留意事項

- (1) 当該事業の実施のためだけに使用するものを補助対象とすること。パソコン、プリンター、事務机等の補助事業以外にも使用する汎用品や消耗品は補助対象としないこと。
- (2) 対象となる経費は、発注（契約）から支払いまでが補助対象期間内にあるものに限ること。
- (3) 支払いをしたことがわかる証拠書類が保管されているもののみを補助対象とすること。
- (4) 支払いは、現金、振込み及び口座振替のみ認め、手形、小切手、相殺等は認めないこと。口座振替のうち、クレジットカードでの支払いについては、カード名義が補助事業者と同一である場合でのみ対象とし、支払日が補助事業期間内にある1回払いのみ認めること。
- (5) 消費税は補助対象としないので、交付申請等に当たっては、消費税抜きの金額を用いること。公共交通機関の運賃のように内税表示の場合は、表示額に100/110等適当な率を掛けて1円未満を切り捨てた金額とすること。
- (6) 振込手数料、代引手数料等は補助対象としないこと。
- (7) 補助事業以外の書類と区分し、見積書、契約書（請書）、納品書、請求書、領収書といった順に取引の流れに沿って保管すること。

8 申込みの手続き

(1) 提出書類

*様式は静岡県ホームページからダウンロードしてください。

→URL：<http://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-220/hojyokin/koutsu.html>

ア 申込書類一式（※）…7部（正本1部、写6部）

※ 申込書、事業計画書、収支予算書、資金状況調べ

イ 定款…7部

コンソーシアム等を形成する場合は、契約書類等を添付

ウ 申請事業者の概要（会社案内等）…7部

（補足説明）

- ・ア、イ、ウを1部ずつセットにし、クリップ留めすること。

(2) 募集期間

第4次募集：令和2年10月1日（木）～令和2年11月10日（火）16時（必着）

※申込書受理後、随時審査を行う。

※ただし、申込みの意向がある場合は、事前に観光振興課あて電話で連絡すること。

(3) 提出方法

郵送又は持参にて下記へ提出。

なお、郵送の場合は、送った記録が残る方法（書留等）で行うこと。

[提出先]

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光振興課

電話：054-221-3696 Eメール：kankou3@pref.shizuoka.lg.jp

9 審査方法・基準

- (1) 県が設置する審査委員会による審査会において、別表で定める審査基準に基づく書面審査を行う。審査は、申込書受理後、随時行う。
- (2) 採択審査の結果を受け、県が補助事業者を決定する。採択通知は、書面により行う。

10 採択後の手続き

- (1) 採択事業者はすみやかに補助金の交付申請をすること。
- (2) 県は、補助金の交付申請に対し、書面にて交付決定を通知する。交付決定日から事業開始とする。

11 スケジュール(目安)

内容	第4次募集
募集期間	令和2年10月1日（木）～令和2年11月10日（火）16時
審査・採択	申込書受理後、随時審査/ 審査通過後、採択通知
交付申請	採択通知に定める日までに申請
交付決定	交付申請書受理後、1週間前後を目途に交付決定通知予定
事業期間	交付決定通知日から令和3年1月31日まで
完了期限	令和3年1月31日
実績報告	令和3年2月15日
完了検査、交付確定	令和3年2月～3月
補助金交付	令和3年3月

※各項目の実施時期は変更することがある。

12 事業実施

補助金は、交付決定通知を受け取った後から、令和3年1月31日までに実施したものが対象となる。交付決定前に発注、契約したもの、令和3年1月31日以降に支払いをしたもの等は対象外とする。

なお、事業実施にあたっては、実施時期や実施範囲等を含め、新型コロナウイルス感染症の流行状況を考慮し、県や関係者と協議のうえ実施すること。また、実施期間中も、県からの求めに応じ、適宜進捗状況を報告すること。

13 実績報告

補助事業が終了した後は、所定の「実績報告書」、「収支決算書」等のほか、支出した証拠となる書類（領収書等）を県に提出し、審査を受けなければならない。審査により適正に補助事業が行われたことが確認された場合に補助金が支払われる。

14 補助金の支払い

審査によって適正に補助事業が行われたことが確認された時は、「交付確定通知書」が送付される。この通知書を受け取ってから 10 日以内に県に請求書を提出すること。

15 留意事項

申込みに当たっては、「交通事業者による誘客・周遊促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」の内容を確認すること。また、申込みされた場合は、下記事項に同意したものとみなす。

- (1) 補助業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキまでのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

交通事業者による誘客・周遊促進事業 審査基準

1 審査の方法

交通事業者による誘客・周遊促進事業費補助金公募要領2に定める申込者からの提出書類（以下「申込書」という。）に基づき、資格判定、採択審査を行った上で採択者を決定する。

2 審査の項目、視点及び配点

番号	審査の項目	審査の視点	配点
1	安全・安心	新型コロナウイルス感染症対策も含め、旅行者の安全・安心に配慮した事業となっているか。	10
2	周遊	交通と地域の観光資源を効果的に結びつけ、旅行者に2つ以上の市や町に存在する複数のスポットを周遊させる動機付けとなる企画や工夫があるか	15
3	連携	市町や地域観光関係団体等と連携を図った広域的な事業となっているか。	15
4	広報	誘客につながる有効な広報やプロモーションが計画されているか。	15
5	実施体制 スケジュール	事業の実現に向け、業務を適正・円滑に執行できる体制、具体的なスケジュールとなっているか。	15
6	県事業との バランス	実施内容について、県実施事業(バイ・シズオカ～今こそ！しずおか!!元気旅!!!)との連携、調整が図れているか。	10
7	事業効果	事業目標を定め、十分に効果が期待できる実施内容になっているか。	10
8	効果測定	効果測定方法が明確になっているか。	10
	合計		100